

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

第10期計画の基本理念については、介護保険法及び当該計画の趣旨を踏まえ、介護保険制度発足以降掲げてきたこれまでの基本理念を引き継ぐものとします。

また、2040年には、介護と医療の複合的なニーズを抱える85歳以上人口、認知症高齢者、独居の高齢者等の増加と同時に、生産年齢人口の減少が見込まれる中、地域包括ケアシステムの深化・充実による包括的な支援体制の構築や地域の特性に応じた介護サービス提供体制の整備の促進等一体的に取り組むことで、住民一人一人の暮らしや生きがいを地域とともに創る社会「地域共生社会」に向けた包括的な支援システムの構築を目指します。

【基本理念】

自らが自立意識を持ち共に支え合いながら
住み慣れた地域での生活を継続する

2. 基本目標

基本理念「自らが自立意識を持ち共に支え合いながら住み慣れた地域での生活を継続する」の実現に向けた施策を展開していくため、課題等を踏まえて、次の4つの基本目標を設定します。

基本目標1 住み慣れた地域で生活するための相談・支援体制の充実

高齢・認知症・医療が必要になっても、住み慣れた地域で自分らしく生活することができるよう、不安や悩みを抱える人が早期に必要な支援につながるしくみづくりや、当事者や家族介護者が抱える多様化・複雑化する課題などに対応できる相談支援体制づくりに取り組みます。また、地域住民をはじめ多様な主体による地域での支え合い、助け合いを推進・促進することで、日常生活の支援体制の整備・強化に取り組むとともに、認知症の人や医療・介護の両方のニーズがある人など、一人ひとりの心身の状態や、置かれている状況に応じた支援の充実を図ります。

基本目標 2 健康でいきいきと暮らせるまちづくり

高齢期を迎えても、誰もが心身ともに健やかに暮らしていけるよう、地域の実情に応じた効果的な介護予防や地域の支え合いを一体的に実施するとともに、介護予防の基礎となる健康づくりを推進し、健康寿命の延伸を図ります。

また、多様な活動、交流、就労・就業支援などの社会参加・生きがいのづくりに関する取組の充実を図るとともに、高齢者のニーズや生活機能に応じた社会参加を支援できる体制の構築に取り組み、高齢者の活躍を促進します。

基本目標 3 安全・安心な暮らしを支える体制づくり

高齢者の安全・安心な生活が確保されるよう、高齢者虐待防止を推進するとともに、成年後見制度の利用促進など高齢者の権利擁護を推進します。

また、地域における高齢者の住まいに関する現状・課題を十分に踏まえ、高齢者やその家族のニーズに対応できるような住まいの確保や多様な住まい方への支援に取り組みます。

さらに、災害時の高齢者の安全と安心を確保する支援体制の整備を図ります。

基本目標 4 介護保険をはじめとしたサービス基盤の整備

高齢者が要介護状態等となっても、高齢者自身やその介護者の状況に応じた介護サービスや高齢者福祉サービスを利用できるよう、地域の実情に応じたサービス基盤の整備を進めます。また、引き続き、介護保険制度の円滑な運営や介護サービスの質の向上などに取り組みます。

さらに、地域における介護ニーズに応えられるよう、長期的な視点も踏まえ、介護人材の確保・育成や介護テクノロジー等の活用による介護現場の生産性の向上などの取組を推進します。